

平成 30 年度佐賀市環境 マネジメントシステム 実績報告書

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

2018.09.25

環境方針

(基本方針)

1. 地球温暖化を防止するまちさが

市役所自身が環境負荷の低減に取り組むとともに、市民、事業者等に対して、省エネルギー行動の実践、再生可能エネルギーや新たな資源の活用など、環境負荷を減らすことができる取り組みの普及を積極的に推進することで、地球温暖化防止への貢献を目指します。

2. 資源を活かす循環のまちさが

廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進など、佐賀市全体でごみ問題の解決を図り、循環型社会の構築を目指します。

3. 水とみどりがあふれるまちさが

地域の自然・生物多様性を保全し、快適な親水空間・みどり空間の創出等を推進することにより、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりを目指します。

4. 安全で快適な生活環境のまちさが

市民、事業者等に対する生活環境への配慮意識の啓発、水道水の安定供給や生活排水の適正処理等を実施することにより、安全で快適な生活環境の向上を目指します。

(佐賀市の望ましい環境像)

『守り、育み、未来をつくるトンボ飛び交うまちさが』

平成27年12月10日

佐賀市長

秀島敏行

1. はじめに

佐賀市は、山から海までつながる水とみどりにあふれる豊かな自然環境が広がっています。豊かな自然は多様な生態系を形成し、様々な自然の恵みをもたらすことで、私たちの生活を支えています。

しかしながら、今日の社会では、物の豊かさや利便性を追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたことで、地球温暖化問題をはじめ、大気や水の環境汚染、自然破壊による生物種の絶滅、ごみ問題といった、私たちの生活を脅かす深刻な問題が起きています。

そこで、佐賀市は、すばらしい自然や歴史・文化が残る環境を、守り、育み、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者等に環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行い、実践を促します。環境施策をより計画的、効果的かつ確実に展開していくために、環境マネジメントシステムを構築し、進捗管理を行っており、平成 14 年 3 月 1 日には、旧佐賀市（現在の本庁）で環境に関する国際規格である ISO14001 を認証取得し取り組みを進めてきました。平成 22 年度からは、佐賀市独自の環境マネジメントシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を開始し、今後一層、環境への取り組みを進めていきます。

今回の報告書は、平成 29 年度の取り組み状況を取りまとめ、市民の皆様へ報告するものです。

■これまでの経緯

平成 13 年 4 月	市長によるキックオフ宣言
平成 13 年 10 月	システムの運用開始
平成 14 年 3 月	佐賀市（旧佐賀市）が ISO14001 の認証を取得
平成 15 年 3 月	水道局、交通局、本庄幼稚園までシステム対象範囲を拡大
平成 17 年 10 月	市町村合併 新市の環境方針を策定
平成 18 年 10 月	諸富・大和・富士・三瀬支所がシステムを運用開始
平成 20 年 10 月	川副・東与賀・久保田支所がシステムを運用開始
平成 21 年 4 月	衛生センターがシステムを運用開始
平成 22 年 2 月	佐賀市が環境都市を宣言
平成 22 年 4 月	佐賀市環境マネジメントシステムによる運用開始
平成 27 年 12 月	第 2 次佐賀市環境基本計画の策定に伴う環境方針の見直し
平成 28 年 7 月	第 2 次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定

■ システム対象範囲

佐賀市環境マネジメントシステムは、佐賀市役所におけるすべての事務・事業及び活動を対象としています。

平成 29 年度の環境マネジメントシステムの主な適用範囲と業務内容は以下のとおりです。

名称	所在地	業務内容
佐賀市役所本庁舎	佐賀市栄町1番1号	市長部局、行政委員会、出納室に関する事務事業
佐賀市大財別館	佐賀市大財三丁目11番21号	教育委員会に関する事務事業
佐賀市清掃工場	佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地	廃棄物の焼却、選別、廃食油の再生
最終処分場	佐賀市嘉瀬町大字十五新2720番地	廃棄物の安定処分
下水浄化センター	佐賀市西与賀町大字高太郎2667番地	下水の浄化
衛生センター	佐賀市巨勢町大字牛島528番地	し尿の処理
施設管理センター		道路、河川の維持管理
つくし斎場	佐賀市金立町大字金立1197番地465	斎場業務
保健福祉会館	佐賀市兵庫北三丁目8番36号	保健福祉に関する業務
諸富支所庁舎	佐賀市諸富町大字諸富津1番地2	諸富支所管内の行政事務
大和支所庁舎	佐賀市大和町大字尼寺1870番地	大和支所管内の行政事務
富士支所庁舎	佐賀市富士町大字古湯2685番地	富士支所管内の行政事務
三瀬支所庁舎	佐賀市三瀬村三瀬2764番地	三瀬支所管内の行政事務
川副支所庁舎	佐賀市川副町大字鹿江623番地1	川副支所管内の行政事務
東与賀支所庁舎	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地	東与賀支所管内の行政事務
久保田支所庁舎	佐賀市久保田町大字新田1109番地1	久保田支所管内の行政事務
本庄幼稚園	佐賀市本庄町大字本庄151番地1	幼稚園業務に関すること
若葉保育所	佐賀市日の出一丁目21番71号	保育業務に関すること
成章保育所	佐賀市成章町5番21号	
城東保育所	佐賀市東佐賀町4番20号	
川原保育所	佐賀市川原町4番44号	
佐賀市立図書館	佐賀市天神三丁目2番15号	図書館業務に関すること
交通局	佐賀市愛敬町4番23号	自動車運送事業に関すること
上下水道局	佐賀市若宮三丁目6番60号	上下水道事業に関すること
富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野1721番地1	病院事業に関すること

この他にも、佐賀市独自の学校版環境ISOを策定し、市内の小中学校で活発な取り組みが行われています。

2. 取り組み結果

(1) 第 2 次環境基本計画に掲げる施策の取り組みについて

平成 27 年 10 月に策定した第 2 次佐賀市環境基本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、佐賀市環境マネジメントシステムのなかで進捗管理を行っています。

平成 29 年度の環境基本計画に掲げる施策目標、基本目標横断プロジェクトの取り組みについて報告します。

(11 ページ以降に掲載)

(2) 全庁共通の取り組みについて

市役所業務の環境負荷の低減のために、「コピー用紙の購入量削減」、「職場排出物の抑制」、「施設エネルギー使用量の削減」、「自動車燃料使用量の削減」、「グリーン購入の推進」を全庁で取り組んでいます。

① コピー用紙の購入量削減

各課における紙の購入量削減の取り組みや、平成 27 年度から導入した文書管理システムの運用に伴い、コピー用紙の購入量が減少し、平成 27 年度から購入量はほぼ横ばいの状況です。

表 1 : コピー用紙購入量の推移 (単位 : 枚)

年度	A 3	A 4	B 4	B 5	合計
H26	823,500	15,533,000	115,500	15,000	16,487,000
H27	586,010	14,590,550	158,000	29,500	15,364,060
H28	729,550	14,104,500	115,300	20,500	14,969,850
H29	665,200	14,378,750	117,000	10,000	15,170,950

②職場排出物の抑制

平成 26 年度と平成 27 年度は本庁舎の耐震補強工事に伴う執務室の移転や支所再編による支所執務室等の整理により一時的に職場排出物が増加の傾向にありましたが、平成 29 年度は例年よりも減少しました。

表 2-① : 職場排出物の推移 (廃棄物) (単位 : kg)

年度	燃えるごみ	シュレッダー古紙	燃えないごみ	有害ごみ	プラスチック系ごみ	合計
H26	47,325	11,038	2,026	127	3,210	63,726
H27	42,476	11,820	2,192	100	4,592	61,180
H28	40,007	10,896	2,292	96	4,332	57,623
H29	36,586	10,375	2,851	105	3,987	53,904

表 2-②：職場排出物の推移（資源物）

（単位：kg）

年度	ビン・缶	布類	新聞・チラシ	ダンボール	コピー用紙	雑誌・色紙	機密文書	合計
H26	709	89	10,188	7,111	15,870	29,015	23,205	86,187
H27	660	191	9,326	6,754	17,467	35,361	39,120	108,879
H28	726	65	8,831	6,441	12,952	26,636	25,133	80,784
H29	493	38	8,006	6,792	13,502	23,913	22,497	75,241

③施設エネルギー使用量の削減

佐賀市清掃工場では、廃棄物焼却発電を行い、この電力の余剰分を電力会社（荏原環境プラント）に売電しています。市の一部の公共施設では、荏原環境プラントからその電力を購入し使用しています（電力の地産地消）。平成 29 年度は、さらに電力の地産地消を進め、35 の施設で電力の調達先を荏原環境プラントに切替えました（平成 29 年度の供給施設総数は 110 施設）。荏原環境プラントの排出係数は九州電力の排出係数より小さいため、平成 29 年度の温室効果ガスの排出量は平成 28 年度比で-17%となりました。

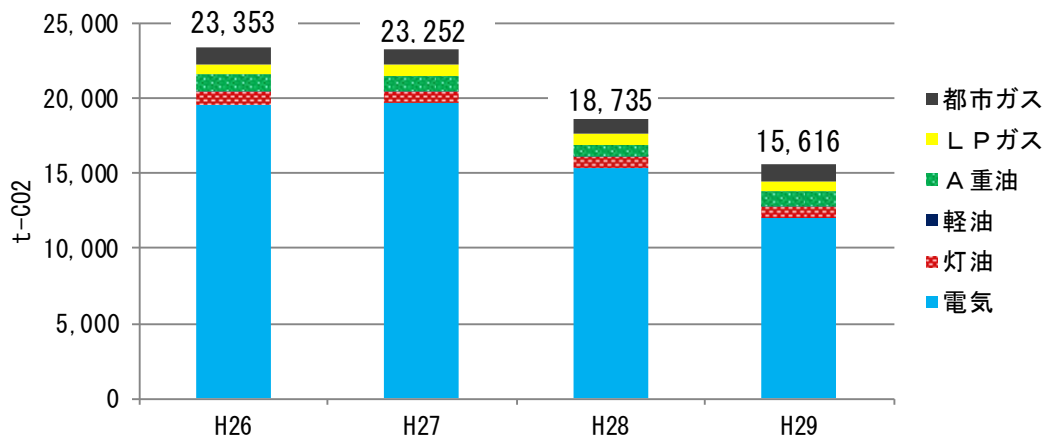


図 1：エネルギー別温室効果ガス排出量の推移

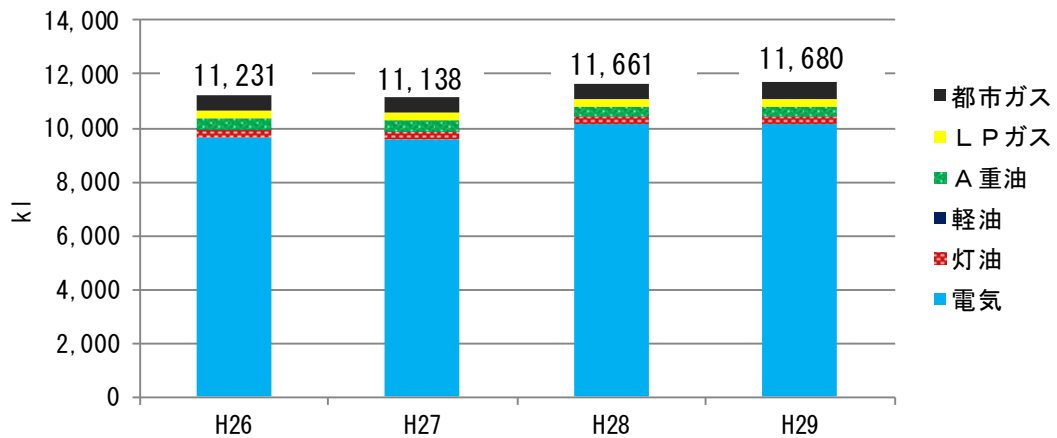


図 2：施設エネルギー使用量の推移（原油換算）

表 3 : 電気及び燃料の使用量・排出係数・温室効果ガス排出量の推移

	使用量 (A)				排出係数 (B)				温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) (A) × (B) × 0.001				
	H26	H27	H28	H29	H26	H27	H28	H29	H26	H27	H28	H29	
電気の使用 (kWh)	九州電力	31,758,987	30,437,821	24,957,364	22,204,943	0.613	0.584	0.509	0.462	19,468	17,776	12,703	10,259
	荏原環境ブラン	5,293,878	6,601,071	13,804,386	16,112,242	0.000	0.266	0.163	0.081	0	1,756	2,250	1,305
	イーレックス	181,634	226,970	574,467	518,414	0.500	0.662	0.555	0.501	91	150	319	260
	日本テクノ	0	0	106,268	306,777	0.482	0.532	0.358	0.401	0	0	38	123
	伊藤忠エネクス	0	0	85,087	160,966	0.380	0.568	0.489	0.570	0	0	42	92
	エネット	160,021	0	0	0	0.423	0.454	0.418	0.405	68	0	0	0
	購入電力量	37,394,520	37,265,862	39,527,572	39,303,342					19,627	19,682	15,352	12,039
	自家発電	26,885,091	22,529,700	19,627,378	19,745,487	0	0	0	0	0	0	0	0
	使用電力量	64,279,611	59,795,562	59,154,950	59,048,829					19,627	19,682	15,352	12,039
燃料の使用	灯油(ℓ)	317,739	311,007	284,908	321,665	2.49	2.49	2.49	2.49	791	774	709	801
	軽油(ℓ)	2,124	1,888	2,304	4,411	2.58	2.58	2.58	2.58	5	5	6	11
	A重油(ℓ)	442,976	371,111	321,580	355,850	2.71	2.71	2.71	2.71	1,200	1,006	871	964
	LPガス(kg)	224,750	259,246	228,358	217,063	3.00	3.00	3.00	3.00	674	778	685	651
	都市ガス(m ³)	489,079	466,277	514,620	532,496	2.16	2.16	2.16	2.16	1,056	1,007	1,112	1,150
	合計									23,353	23,252	18,735	15,616

表 4 : 部門別温室効果ガス排出量 (H29)

部門	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合	部門	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	割合
総務部	570	4%	諸富支所	44	0%
経済部	1,565	10%	大和支所	153	1%
農林水産部	71	0%	富士支所	96	1%
建設部	263	2%	三瀬支所	10	0%
環境部	1,032	7%	川副支所	175	1%
市民生活部	365	2%	東与賀支所	38	0%
保健福祉部	454	3%	久保田支所	34	0%
子育て支援部	165	1%	交通局	39	0%
学校教育部	1,770	11%	上下水道局	6,467	41%
社会教育部	1,412	9%	富士大和温泉病院	893	6%
合計				15,616	100%

表 5 : 施設のエネルギー使用料金 (H29)

(単位:千円)

電気	軽油	都市ガス	灯油	重油	LPガス	水	合計
947,835	428	80,659	27,833	23,717	37,769	194,851	1,313,092
72%	0%	6%	2%	2%	3%	15%	100%

④自動車燃料使用量の削減

ガソリン使用量は、ほぼ例年通りの使用量となっています。軽油使用量は、猛暑により市営バスのエアコン使用量が増加したことやエンジンが大きい空港リムジンバスの運行距離が伸びたため、増加したと考えられます。バイオディーゼル燃料の使用量は、猛暑により市営バスのエアコン使用量が増加したため、増加したと考えられます。

表6: 自動車燃料別使用量及び走行距離の推移

		H26	H27	H28	H29
ガソリン	燃料 (ℓ)	181,423	173,231	177,783	180,364
	走行距離 (km)	2,138,774	2,106,337	2,136,113	2,137,923
	燃費 (km/ℓ)	11.8	12.2	12.0	11.9
軽油	燃料 (ℓ)	813,557	855,047	829,201	853,885
	走行距離 (km)	3,205,206	3,338,846	3,167,651	3,179,226
	燃費 (km/ℓ)	3.9	3.9	3.8	3.7
B D F	燃料 (ℓ)	46,430	57,834	59,958	63,882
	走行距離 (km)	208,064	212,448	235,620	225,549
	燃費 (km/ℓ)	4.5	3.7	3.9	3.5

⑤グリーン購入の推進

グリーン購入とは、物品を購入する際や印刷等のサービスを発注する際に、環境に配慮した物品又はサービスを優先的に調達する取り組みです。佐賀市では、森林保全や地球温暖化防止に貢献するコピー用紙「木になる紙」を全部署で購入するなど、積極的にグリーン購入に取り組んでいます。

表7: グリーン購入実績の推移

区分		H26	H27	H28	H29
用紙類、事務用品類	年間調達総量	17,740,149	17,075,307	16,387,921	16,360,645
	内グリーン購入適合品目調達数	17,668,351	17,017,302	16,354,525	16,161,525
	グリーン購入達成率 (%)	99.60%	99.66%	99.80%	98.78%
その他の区分 (印刷物、衛生用品、事務機器等、オフィス家具等、被服等、その他繊維製品、自動車、設備、消火器、災害・備蓄用品)	年間調達総量	888,145	440,226	3,263,308	4,009,156
	内グリーン購入適合品目調達数	870,237	428,002	3,259,625	4,004,317
	グリーン購入達成率 (%)	97.98%	97.22%	99.89%	99.88%
合計	年間調達総量	18,628,294	17,515,533	19,651,229	20,369,801
	内グリーン購入適合品目調達数	18,538,588	17,445,304	19,614,150	20,165,837
	グリーン購入達成率 (%)	99.52%	99.60%	99.81%	99.00%

(3) 環境法令の遵守状況について

平成 29 年度は、市全体で 820 項目の法的要求事項を特定し、2 法令で不備があることが確認されました。未実施事項があった部署には改善の指導を行うとともに、未実施の内容や留意事項等について全庁に文書で通知を行いました。今後も環境管理推進員事務説明会などにおいて、制度の周知徹底に努めます。

【未実施事項】

法令	内容
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種特定製品(業務用空調機器・業務用冷凍冷蔵機器)簡易点検の未実施、機器・点検整備記録簿の未整備など
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物としての収集運搬及び処分の適正な処理がされていないなど

(4) その他の取り組みについて

○ノーカーデーの実施

佐賀市では、毎月第2、4水曜日を「エコアクションデー」とし、職員が特に環境配慮行動を推進する日としています。特に、自動車の使用を自粛する“ノーカーデー”を推進しており、当日の通勤の際にはなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼び掛けています。平成 29 年度のノーカーデー実施率は、全庁で 46.8%でした。

○クールビズ(5月1日～10月31日)、ウォームビズ(12月1日～3月31日)

○毎週水曜日の朝、職員による本庁舎周辺の清掃活動

3. 終わりに

平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して以降、本庁舎の省エネ改修や水道局庁舎の ESCO 事業など施設面での省エネの取り組みを推進するとともに、職員的环境配慮意識も定着しつつあり、一定の成果を得てきました。

佐賀市では ISO14001 の運用で習得したノウハウを活用し、平成 22 年度からは独自の「佐賀市環境マネジメントシステム」を構築して運用しています。

このシステムでは、「佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に則り、市役所自身の事務・事業の実施による温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでいくほか、「第 2 次佐賀市環境基本計画」や「佐賀市地球温暖化防止地域推進計画」の推進のため、市全体の環境施策の推進や温暖化対策など、環境都市宣言に沿ったまちづくりを進めていくことを重視しています。

温暖化を始めとする近年の様々な環境問題への対策として、環境マネジメントシステムの役割はますます重要なものとなっています。

今後も、佐賀市環境マネジメントシステムを適切に運用して環境負荷の低減を目指し、全庁的な環境配慮行動の推進に努めます。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	平成29年度実績			平成30年度		基本目標横断プロジェクト					
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	バイオマス 産業都市 の構築	環境教育 の推進			
1地球温暖化を防止するまち	市民や事業者、市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	1-1 地球温暖化防止対策の推進	(1)民・事業者の地球温暖化防止行動の推進	①市民・事業者の環境配慮行動の啓発	市民や事業者の方が取り組むことができる“環境にやさしい行動”をまとめた佐賀市環境行動指針を普及啓発に活用することにより、地球温暖化防止へ向けた具体的な行動につなげます。また、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意欲の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	環境部	環境政策課	市民からの要請に応じて、出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して、環境保全活動の啓発を図る。	佐賀市環境行動指針を活用した「エコライフのはじめ方」講座を4回開催し116名が受講した。	引き続き市民からの要請に応じて出前講座を開講する。また、例年10月に開催している「さが環境フェスティバル」においても、「佐賀市環境行動指針」をもとにしたブースを出展し啓発を行う。	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図る。							
																②環境マネジメントシステム等の普及促進	ISO14001やエコアクション21(EA21)などの事業所向けの環境マネジメントシステム等の導入を支援します。	環境部
				③地産地消の推進	本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「ファームマイルージ運動」、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取り組みを支援します。	農林水産部	農業振興課	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万個に増やす。	29年度は133.1万枚発行した。	うまさシールの発行枚数を増加させるため、旬の食材を使った料理番組を制作し放送したり、大型商業施設で地産地消フェアを開催するなど、多方面から地産地消の広報に努め、周知を図っていく。	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万個に増やす。							
																④市役所自身の地球温暖化対策の推進	(i)職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。
				(ii)公共交通機関の環境負荷低減	市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的・継続的に導入するなどの対策を進め、また、デジタルタコグラフ等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。	交通局	交通局	毎年度アイドリングストップバスを3台導入する。バイオディーゼル燃料を使用したバスを継続して運行する。	アイドリングストップバスを3台導入した。バイオディーゼル燃料を使用したバスの運行も継続している。	アイドリングストップバスの導入目標は達成した。引き続き、バイオディーゼル燃料を使用したバスの運行も継続していく。	毎年度アイドリングストップバスを3台導入する。バイオディーゼル燃料を使用したバスの継続運行。	○						
																(iii)物品調達におけるグリーン購入の推進	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用します。	総務部
				①公共交通機関の利用促進	市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマイカーデー割引の実施、集客力の大きい施設の新設・移転等に伴う社会のニーズの変化に合わせたダイヤ設定、ワンコイン・シルバーバス等による利用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進します。	企画調整部	企画政策課	毎週水曜日に実施するノーマイカーデーやワンコイン・シルバーバスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。	市報や市営バスブログ等を活用してPRした。	交通系ICカードの定期券機能や乗継割引サービス等、新たな取り組みの認知度向上を図る。	毎週水曜日に実施するnimocaポイント10倍デーやワンコイン・シルバーバスを周知するとともに、交通系ICカードの利用促進を図る。							
																②自転車利用の促進	本市は、特に南部において、平たんてまとまりある市街地という地理的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車のまちにふさわしい佐賀市」をめざして、駐輪施設の整備や自転車利用空間の整備など、より快適で安全に通行できるような環境整備を行います。	建設部
					③自動車利用時の環境負荷低減	走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普及を推進します。	環境部	環境政策課	出前講座「エコライフのはじめかた」において、今日からでも始められる取り組みとしてエコドライブを紹介し普及を図る。	出前講座でエコドライブに関する説明を行った。	引き続き、出前講座で説明を行っていく。	出前講座「エコライフのはじめかた」において、今日からでも始められる取組としてエコドライブを紹介し普及を図る。						
																④快適で安全な交通環境の整備	生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。	建設部
		①二酸化炭素の分離・回収技術の導入	ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進します。	環境部	循環型社会推進課	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者者に説明し、利活用を推進する。	・視察件数83件(929人) ・出前講座6件(226人)	行政視察は横ばいであるが民間視察が増加傾向である。今後は、イベントや視察、出前講座以外で市民向けの講座を増やすよう検討し市民への周知を図りたい。	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者者に説明し、利活用を推進する。	○								
														上下水道局	下水プロジェクト推進部 下水エネルギー推進室	ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進する。	下水由来のメタンガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類培養に活用できることが実証研究の成果として得られた。	引続き、下水由来の資源を活用した取組みを推進する。
			①再生可能エネルギーの普及促進	(1)地域への再生可能エネルギーの普及促進	自然エネルギーやバイオマスなど、地域に眠る未利用の再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討します。	環境部	環境政策課	三瀬村洞嶋の滝において、再生可能エネルギーの活用モデルとして小水力発電設備の整備を進める。	小水力発電施設整備において、土木工事(既存建物解体、導水路及び各種土木関連構造物の整備など)、建築工事(多目的室等建屋)、発電機設置工事に着手した。	土木工事、建築工事及び発電機の整備を行う。30年度の供用開始後は、適切に施設管理を行い、利活用を推進する。	三瀬村に整備した小水力発電施設洞嶋の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。							
														環境部	循環型社会推進課	灰溶融炉の休止に伴って生じた余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、ポスター・ステッカー及び見える化システム等による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	電力の地産地消に関わる公共施設における節電支援システムの利用促進を進めた。(29年度110箇所)。また、環境教育ツールの小中学校や公民館等での利用促進を行っていく。	引き続き節電支援システムの利用促進を行っていく。また、環境教育ツールの小中学校や公民館等での利用促進を行っていく。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	平成29年度実績			平成30年度		基本目標達成プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	環境教育 の推進		
				②市役所自身の再生可能エネルギーの活用	<p>回収した廃食用油から精製したバイオディーゼルの活用等を今後も継続して実施するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。</p> <p>また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。</p>	<p>農林水産部</p> <p>環境部</p> <p>上下水道局</p>	<p>森林整備課</p> <p>循環型社会推進課</p> <p>バイオマス産業都市推進課</p> <p>下水プロジェクト推進部 下水エネルギー推進室</p>	<p>熱エネルギーの利用について検討する。</p> <p>清掃工場内の再生プラントでバイオディーゼル燃料を精製し、軽油を混入しない100%バイオディーゼル燃料として、市営バスやごみ収集車等に使用する。</p> <p>使用台数目標:15台</p> <p>下水浄化センター発電自給量について、36年度を目標年度とし、9,198kWh/年まで増加させる。</p>	<p>ペレット・薪ストーブについて検討した。</p> <p>100%バイオディーゼル燃料を精製して、市営バス5台とごみ収集車等10台の計15台に使用した。</p> <p>バイオマス利活用計画について、計画値(バイオマスの消化試験、将来人口減少による流入汚水量の減)を再考したことで、36年度の目標値を9,198kWh/年から4,993kWh/年に下方修正する。</p>	<p>継続して取り組んでいく</p> <p>引き続き、100%バイオディーゼル燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等に使用するとともに、新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製技術導入に向けた準備を進める。</p> <p>安定した施設運用のため他のバイオマス市場調査についてバイオマス産業都市推進課に要請し対応する。</p>	<p>木質バイオマスをはじめ、熱エネルギーの利用について検討する。</p> <p>清掃工場内の再生プラントで100%バイオディーゼル燃料を精製し、市営バスやごみ収集車等に使用するとともに、新型車両に対応した次世代型バイオディーゼル燃料の精製技術導入に向けた準備を進める。</p> <p>下水浄化センター発電自給量について、36年度を目標年度とし、4,993kWh/年まで増加させる。</p>			
				③廃食用油の新たな利用方法等の検討	<p>回収した廃食用油の新たな利用方法として、新型車両への利用に向け、民間業者とのタイアップによる燃料の高品質化や、発電機など車両以外への使用について調査研究を行います。</p>	環境部	循環型社会推進課	<p>100%バイオディーゼル燃料を高品質化する技術は、複数の先進事例があることから、高品質化技術の比較検討を行ったうえで、今後の事業化の可能性と事業化の方法等について検討していく。</p>	<p>NEDO委託事業を活用して、軽油と同質の次世代型バイオディーゼル燃料の精製について、実用化を目指す事業者に協力し、連携した研究開発を行った。</p> <p>7月～廃食用油の提供開始 7月～実証プラントの設計・製作 9月～ラボ機での実証試験開始 11月～実証プラントの試運転開始 2月～サンプル燃料の精製開始 3月～サンプル燃料の成分分析</p>	<p>軽油と同質の次世代型バイオディーゼル燃料の精製の実用化に向け、触媒の工夫や実証機の改良、実走テスト等の研究開発を進める。</p>	<p>軽油と同質の次世代型バイオディーゼル燃料の精製の実用化に向け、触媒の工夫や実証機の改良、実走テスト等の研究開発を進める。</p>			
2資源を活かす循環のまち	市民や事業者は、リデュースや廃棄物の適切な分別等に取り組み、廃棄物の発生を抑制している。	2-1 3Rの推進啓発	(1)家庭系ごみのリデュースとリユース・リサイクル	①家庭系ごみのリデュースの推進	<p>市内の店舗等によるレジ袋の利用抑制活動を支援する買物袋(マイバック)持参運動やごみを出す際の指定袋の有料化、エコ料理の普及啓発等により、ごみを出さない生活を送る市民意識の醸成に努めます。</p> <p>また、ペットボトルやビン、缶といった飲料用容器包装の発生抑制のため、イベント等において、マイボトル持参の普及啓発を行います。</p>	環境部	循環型社会推進課	<p>・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施する「家庭版3010運動」を推進する。</p> <p>・マイバック持参・ノーレジ袋実施率調査を実施する。(2月頃)</p>	<p>・環境保健推進協議会のごみ対策部会活動として「家庭版3010運動」のチャレンジシートによる取り組みを実施。</p> <p>・新たに「家庭版3010運動」のリーフレットを作成した。</p> <p>・市内のスーパー1店舗において、マイバックキャンペーンを実施し、マイバック持参を呼びかけた。</p> <p>・市内のスーパー11店舗において、マイバック持参・ノーレジ袋実施率調査を実施した。</p>	<p>・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。</p> <p>・マイバック持参を呼びかけるキャンペーンを実施する。</p>	<p>・毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取り組みを実施するよう「家庭版3010運動」の周知に努める。</p> <p>・マイバック持参を呼びかけるキャンペーンを実施する。</p>			
				②家庭系ごみのリユースの推進	<p>ごみとして出された家具等のうちまだ使えるものを無償で市民に提供するリユース品無償譲渡会の開催や、家庭に眠る不用品を持ち寄って販売するエコマーケットの開催等を通して、ごみとして処分される物の減量に取り組みます。</p> <p>また、リユースの優等生であるリターナブルビン(繰り返し使えるビン)の循環システムについても研究・検討を行います。</p>	環境部	循環型社会推進課	<p>エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット)を開催する。</p> <p>・講座開催数:84回 ・イベント開催数:26回</p>	<p>引き続き、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。</p>	<p>エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催する。</p>				
				③家庭系ごみのリサイクルの推進	<p>地域による資源物回収運動の支援や紙ごみのごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用しての分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。また、家庭や地域ぐるみでの生ごみ堆肥化の普及を促進します。</p>	環境部	循環型社会推進課	<p>・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。</p> <p>・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。</p> <p>・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。</p> <p>奨励金交付目標:200団体 講座開催回数目標:64回 補助件数目標:120個</p>	<p>・奨励金交付団体:221団体 ・講座開催回数:73回 ・サポート実施回数:466回 ・購入費補助件数:76件</p>	<p>・引き続き、資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。</p> <p>・引き続き、生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。</p> <p>・引き続き、家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。</p>	<p>・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付する。</p> <p>・生ごみの堆肥化等の減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施する。</p> <p>・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を行う。</p>			
			(2)事業系ごみのリデュースとリユース・リサイクル	①事業系ごみのリデュース・リユースの推進	<p>飲食店での食べ残しを減らすため、3010運動(宴会の最初の30分と終わりの10分は席で食事をするよう呼びかける)などを推進します。</p> <p>また、事業系一般廃棄物を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化・リサイクルを計画的に進めることを求めています。</p>	環境部	循環型社会推進課	<p>・エコプラザの2階会議室利用者に、3010運動や食品ロスゼロ推進店について周知した。</p> <p>・全国おいしい食べきり運動ネットワークへ参加し、他市の事例等について随時情報収集を行った。</p> <p>・3010運動及び食品ロスゼロ推進店について、市報又は月間情報誌に特集記事を掲載した。</p> <p>・全庁メールで、市職員に3010運動の実践と食品ロスゼロ推進店の利用を呼びかけた。</p> <p>・多量排出事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書を提出させた。</p> <p>多量排出事業者:72社</p>	<p>・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業系食費ロス削減の機運を高める。</p> <p>・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。</p> <p>・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行う。</p>	<p>・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増やし、事業系食費ロス削減の機運を高める。</p> <p>・宴会場等から出る食品ロスの削減を進めるために、年末や年度末の宴会シーズンに3010運動の周知広報を強化する。</p> <p>・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行う。</p>				
				②事業系ごみのリサイクルの推進	<p>資源となる紙ごみについては清掃工場での焼却を行わないこととし、燃えるごみとの分別を徹底していくほか、市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供等の実施を検討します。</p>	環境部	循環型社会推進課	<p>・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。</p> <p>・市内での食品リサイクル業創業に向け、公募により選定された事業者に対し、実証実験や出口戦略等の支援を行う。</p>	<p>・紙ごみの分別について、市報その他広報紙で周知した。</p> <p>・市内での食品リサイクル業創業に向け、公募により選定された事業者による堆肥製造の実証実験を行い、成分分析等の支援を行った。</p>	<p>・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について、周知広報に努める。</p> <p>・引き続き、市内での食品リサイクル業創業に向け、堆肥製造の実証実験を行い、成分分析や出口戦略等の支援を行う。</p>	<p>・資源となる紙ごみの分別(特に難古紙)について周知広報に努める。</p> <p>・市内での食品リサイクル業創業に向け、堆肥製造の実証実験を行い、成分分析や出口戦略等の支援を行う。</p>			
			(3)ごみの減量の啓発推進	①ごみの排出等に関する市民の意識啓発	<p>家庭ごみの収集や排出抑制などの情報ツールとして、『ごみカレンダー・分別表』等を作成・配布し、ごみの分別の必要性や方法を分かりやすく周知するとともに、広報誌やホームページ等を利用し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。</p>	環境部	循環型社会推進課	<p>・ごみカレンダーを作成・配布する。</p> <p>・ごみ分別表の英語版、中国語版、韓国語版について、見直しを含めた検討を行い、作成する。</p> <p>・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。</p> <p>・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施した。</p> <p>参加校:県立高校6校(1,663人)</p>	<p>・市報は毎月、ホームページは随時更新して、3Rに関する情報を提供した。</p> <p>・紙、布類の分別や回収などについて、情報誌やケーブルテレビを通じて広報を行った。</p> <p>・「ごみカレンダー・分別表」を作成、全戸配布し、また点字版を作成して希望する視覚障害者へ配布した。</p> <p>・今まで提供できていなかった諸富、三瀬地区の「ごみカレンダー・分別アプリ」を作成し、市内全域での提供を開始した。</p> <p>・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。</p>	<p>・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。</p> <p>・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。</p> <p>・「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。</p> <p>・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、多言語による「ごみ出しガイドブック」を作成し、配布する。</p> <p>・今後も市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。</p> <p>・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。</p>	<p>・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行う。</p> <p>・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布する。</p> <p>・「ごみカレンダー・分別アプリ」を提供する。</p> <p>・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生を目指し、多言語による「ごみ出しガイドブック」を作成し、配布する。</p> <p>・市報やホームページ等を活用し、3Rに関する情報を定期的に提供する。</p> <p>・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組み「高校生エコチャレンジ」を実施する。</p>			

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成29年度実績			平成30年度		基本目標達成プロジェクト																																		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	環境教育 の推進																																			
				②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	事業系ごみ分別の手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量化方法や適正な分別等の啓発を行います。 また、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を佐賀市3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報します。	環境部	循環型社会推進課	・多量排出事業者を始めとし、事業所向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。 ・多量排出事業者を訪問し、実態把握とごみ減量に向けた提案を行う。 事業所訪問数目標：15事業所 ・ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報する。	・市内の事業所を対象として、事業系生ごみや草のリサイクルをテーマとした「ごみ減量セミナー」を開催した(8月、11月)。 ・生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を行った。 ・実態把握として、プラットホームでの搬入検査を行った。違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導を行った。(10事業所) ・ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を3R推進パートナーとして登録し、ホームページで広報した。	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。 ・引き続き、生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を行う。 ・多量排出事業者を訪問し、実態把握とごみ減量に向けた提案を行う。 事業所訪問数目標：15事業所 ※多量排出事業所に限らず、分別が不十分な事業所への訪問指導を行う ・引き続き、実態把握として、プラットホームでの搬入検査を行う。違反ごみの搬入事業者については、訪問して分別指導を行う。	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。 ・生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を行う。 ・多量排出事業者を訪問し、実態把握とごみ減量に向けた提案を行う。 事業所訪問数目標：15事業所 ・引き続き、実態把握として、プラットホームでの搬入検査を行う。違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導を行う。			○																																	
															③ごみ減量に関する学習の場の整備	清掃工場内のごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座・イベントの開催等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。	環境部	循環型社会推進課	・夏季期間中に、エコプラザにおいて様々な環境問題をテーマとした環境啓発イベントを実施する。開催数目標：8イベント ・エコプラザにおいて、環境ビジネスマッチングイベントを実施する	・市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。 見学者数：7,310名 ・環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催した。 参加者数：918名(11イベント) ・環境ビジネスの創出・販路開拓・異業種との連携等を目的とした環境ビジネスマッチングイベントを実施した(2月)。	・引き続き、各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。 ・環境ビジネスの創出・販路開拓・異業種との連携等を目的とした環境ビジネスマッチングイベントを実施する。	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、各種団体等が実施する環境イベントや環境講座等の誘致に努める。 ・環境ビジネスの創出・販路開拓・異業種との連携等を目的とした環境ビジネスマッチングイベントを実施する。			○																						
																										④市役所自身のごみ減量行動の推進	(i)公共工事建設副産物のリユース・リサイクル	「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。	建設部	建築指導課	公共工事担当課への制度周知を行う。	工事担当課全体に周知、啓発を行った。	引き続き、公共工事担当課へ周知・呼びかけを行い、建築副産物の再使用・再資源化に努める。	公共工事担当課への制度周知を行う。													
																																						(ii)浄水処理・下水処理汚泥の有効活用	浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再使用や肥料化等に努めます。	上下水道局	水循環課	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、平成36年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	29年度浄水汚泥の再利用率：66.53%	目標値を目指し、汚泥の再利用率の向上に努めている。	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、平成36年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。		
																																						総務部	総務部	総務部	総務部	文書管理システムの活用を継続している。	財務会計システムの活用を継続している。	電子入札システムの活用を継続している。	文書管理システムを継続して活用する。	財務会計システムを継続して活用する。	電子入札システムを継続して活用する。
																										総務部	財政課	契約管理課	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続する。	文書管理システムの活用を継続している。	財務会計システムの活用を継続している。	電子入札システムの活用を継続している。	文書管理システムを継続して活用する。	財務会計システムを継続して活用する。	電子入札システムを継続して活用する。	文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続します。											
																																					企画調整部	情報課	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。	庁議・経営戦略会議・指名等審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されている。	環境マネジメントシステム内部監査時におけるペーパーレス利用等、タブレット端末の貸出要望は多い状況となっている。引き続きタブレット端末の貸し出しを行いたい。	会議等へのタブレット端末の利用を推進する。					
																										2-2 ごみの適正処理	(1)効率的な処理施設の運用	①可燃ごみ搬入時の検査及び指導	清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラットホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を監視する。違反を発見した際には、口頭による指導のほか、適正化指導書を発行し、厳しく対処する。	29年度の検査結果は以下のとおり。 検査：4798回 口頭注意：246回 違反：309回 その他にも排出のマナーの悪い事業者に対して直接指導を行なった。	今後も検査を続け、必要に応じて収集運搬業者及び排出事業者に対して指導を行なっていく。	清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラットホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を監視する。違反を発見した際には、口頭による指導のほか、適正化指導書を発行し、厳しく対処する。												
																																					②処理施設の適正な維持管理	ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。	環境部	循環型社会推進課	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	定期的な検査を実施。	今後も定期的な検査と漏洩防止措置を行う。	定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。			
③最終処分場の維持管理と改修整備	埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	循環型社会推進課	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	必要な設備に改修を実施した(9月に電気設備改修、3月にトラックスケール更新)。	今後も各種設備の更新・改修に努めていく。	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。																																								
										②収集体制の適正化	①ごみステーションの適正管理	地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。	環境部	環境保全課	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行った。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行った。	・引き続き巡回パトロールを行い、違反ごみに対する注意、指導を地元と協力して行っていく。 ・引き続きカラスネット等の購入補助を行っていく。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。																													
②ごみの収集運搬	地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。	環境部	循環型社会推進課	収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	委託業者が収集運搬を適正に行っているかを毎月報告書を提出させ、確認している。また、分別・収集について問題等が発生した場合、状況を確認し、市民若しくは委託業者に指導を行っている。	今後も適正に業務を行なわれているか確認し、指導を行なっていく。	収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。																																								
																						環境部	環境保全課	地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬する。	ごみを適正に収集し、運搬した。			計画どおり実施しており、今後も同様に進めていく。	佐賀地区及び久保田町において、燃えるごみ、紙・布類、ペットボトルを適正に収集し運搬する。																		
環境部	循環型社会推進課	市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対しては警告書を交付し対応を行う。	市民からの情報提供をもとに地区を選別し、パトロールを実施した。 ○通報件数35件(H28:11件) ○パトロール実施日 5/10、8/17・18・23早朝	今後も、市民からの通報をもとにパトロールを実施していく。	市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対しては警告書を交付し対応を行う。																																										
								環境部	環境保全課	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。																																				
環境部	循環型社会推進課	諸富町、三瀬地区の分別方法の統一に向けて、脊振共同塵芥処理組合及び構成市町と協議を行う。	諸富町、三瀬地区の分別方法については、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目処に統一する方向で協議した。	諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目処に統一する方向で準備を進める。	諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同塵芥処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期を目処に統一する方向で準備を進める。																																										

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	平成29年度実績			平成30年度		基本目標横断プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	環境教育 の推進		
			(3)民間施設 の活用	①民間のごみ処 理施設でのリサイ クルの推進	草類や剪定枝は、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。また、現在は焼却処理している生ごみや紙おむつ等のリサイクル、焼却灰の溶融処理以外のリサイクルなど、新たなリサイクル手法の導入に向けた調査研究を行います。	環境部	循環型社会 推進課	・市の公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当課へ依頼する。 ・民間での紙おむつリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当部署へ依頼する。 ・生ごみを多量に排出する事業者には、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について、情報提供を行った。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。	・引き続き、公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当部署へ依頼する。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・引き続き、佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・引き続き、公共事業(国、県、市)に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当部署へ依頼する。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・引き続き、佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	○		
3水とみど りがあるま ち	地域の自然・生物多 様性を保 全し、自然 環境と 人々の営 みや歴史・ 文化とが 調和した 都市づくり が行われ ている。	3-1 清ら かな水辺 の確保	(1)水辺空 間の整備	①親水空間の創 出	市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。	建設部 建設部 建設部	河川砂防課 北部建設事 務所 南部建設事 務所	既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。	既存の水辺空間について植栽管理やガス燈修繕を実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。			
				②多自然型護岸 の整備	河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、間伐材を活用した捨石柵工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。	農林水産部 建設部 建設部 建設部	農村環境課 河川砂防課 北部建設事 務所 南部建設事 務所	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	今年度1箇所実施している。	今後も継続する。	可能な限り多自然型護岸整備を推進する。			
				(2)河川等 の機能保 全	①河川、水路等 の機能の保全	河川、水路等の機能保全を図るため、浸漬(水底に堆積した土砂をさらう作業)や護岸整備を随時実施し、同時に美しい水辺環境を整備します。	農林水産部 建設部 建設部 建設部	農村環境課 河川砂防課 北部建設事 務所 南部建設事 務所	予算の範囲で行う。	地元で行う浸漬に対して、補助金を出して支援を行っている。	浸漬は地域活動支援にシフトし、護岸整備は部分的な補修にとどめていく。	予算の範囲で行う。		
					②地域が一体と なった農村環境整 備	地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農業の生産性の低下を防ぐとともに農村の自然環境や景観を守ります。	農林水産部	農村環境課	地域の保全活動を支援する。	多面的機能支援事業(国庫補助事業)に取り組んでいる。	今後も継続する。	地域の保全活動を支援する。		
					③特定外来生物 (水草)の除去によ る水路の機能保全	水路の貯留量の減少や樋門・樋管操作への障害をもたらす特定外来生物の水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去することで、水路の機能保全や他地域への拡大防止に努めます。	農林水産部	農村環境課	早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	上半期から嘉瀬・鍋島地区でナガエツルノゲイトウの早期除去を実施した。	引き続き、早期除去に取り組む。	早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。		
							建設部	河川砂防課	嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの除去を行った。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。		
			建設部				南部建設事務所	久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	業者へ水草除去業務(月2回パトロール及び除去)の年間委託を発注。繁殖拡大防止の効果がみられる。	今後も同様に対応する予定である。	久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。			
			環境部				環境政策課	特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。	施設管理者と定期的な連絡会議を開催し、発生状況や効果的な防除方法について情報を共有している。発生した水路等受益者(市民)への啓発として、代表者及び関係団体へ地域へのチラシ配布など注意喚起と情報提供を呼びかけている。新たに発生した箇所についても拡大しないよう除去を行っている。	水路等施設管理者による除去で拡大防止に努めているが、防除時一部根や茎が残り翌年も発生する箇所も多く、現状維持で根絶までに至っておらず、今後も市民や関係部署と連携して拡大防止に努める。平成31年度以降の方策について、関係部署と協議を進めていく必要がある。	特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。平成31年度以降の方策について、関係部署と協議を進める。			
			④市民主体による 河川・水路の清掃	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の浸漬や雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。	建設部 建設部 建設部	河川砂防課 北部建設事 務所 南部建設事 務所	必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。	必要な用具の貸出しや河川ごみの回収を行った。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。				
			3-2 豊か なみどりの 確保	(1)森林の 整備と保 全	①市有林・公団分 取林の育成	水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。	農林水産部	森林整備課	造林事業、重要森林整備事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。	下列を中心に実施した	間伐、作業道開設等取り組んで行く。	造林事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。		
					②森林整備地域 活動の支援	森林管理者等が自ら森林経営計画等を策定することにより、それに基づく計画的かつ効率的な森林整備の推進を図るため、計画の策定に必要な地域活動等の実施を支援します。	農林水産部	森林整備課	支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。	富士大和森林組合経営改善会議等参加している	継続して取り組んでいく	支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。		
					③地元産材の活 用促進	地元産材の需要創出による林業の活性化を図るため、木製護岸工事や公共建築物の新設・改修工事に際し、地元産材を積極的に採用します。	農林水産部	森林整備課	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	チラシ・メールで周知、協力依頼している。	引き続き、周知・協力依頼を行う。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。		
		建設部					建築住宅課	建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。	建築物内外装の木材において地場産木材採用を目標値以上の35%以上行った。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。			
		④森林の持つ役 割の啓発			市民が木と触れ合える「ふじ森林文化フェスタ」の開催や、実際に山へ入り植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。	農林水産部	森林整備課	春の森林浴イベントを実施した。	外郭団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親森交流隊等)と協力し啓発に努める。	林業就業体験、秋の森林浴イベント等取り組む。	外郭団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親森交流隊等)と協力し啓発に努める。			
						建設部	緑化推進課	植樹・育樹活動を行っている12団体へ緑の募金による助成を行った。	次年度以降も、緑の募金事業として支援を行う予定。					
		⑤間伐材を使用し たコピー用紙等の 導入	市役所で使用するコピー用紙等について、間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部署で継続して導入するとともに、他の地方公共団体や民間事業者への導入拡大を図ります。	総務部	契約監理課	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施します。	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施した。	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施します。					
				(2)農用地 の確保	①農用地の保 全	就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。	農林水産部	農業振興課	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	29年度は9件のマッチングを行った。	今後も市報やチラシの配布で農地の出し手、受け手の募集を行っていく。	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。		
		②環境にやさしい 農業の推進	有機・特別栽培、エコ農業の取り組みや環境配慮型機械の導入、わらのすき込み等の実施による環境保全型農業の普及を推進します。		農林水産部	農業振興課	有機農業研修・体験学校を年間40回開催する。	29年度は40回実施した。	今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農薬や化学肥料を使わない、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業へ理解を図っていく。	有機農業研修・体験学校を年間40回開催する。				

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	平成29年度実績			平成30年度		基本目標視察プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	環境教育 の推進		
	(3)緑地の 創造と保 全			①市民・事業者の 緑化活動の支援	地域で緑化活動を行う自治会やボランティア団体、自らの敷地内の緑化を行う市民・事業者への支援を推進します。	建設部	緑化推進課	地域の緑化活動支援を330件行う。	地域の緑化活動支援を326件行った。	今後も件数は増える見込みがある。	地域の緑化活動支援を330件行う。			
				②市民ニーズを反映した公園整備	公園施設のバリアフリー化や安全性の向上を進め、誰もが快適に利用できる公園にします。また、公園の整備・再整備を行う際は、地域住民の意見を反映しながら、地域の特性を活かし、魅力ある公園づくりを進めます。	建設部	緑化推進課	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を13箇所行った。	交換する電灯具がある場合には、LED化を積極的に行う。	公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。			
				③公共地(公共施設、街路等)の緑化の推進	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設等の緑化基準及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。	建設部	緑化推進課	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共地の緑化を計画的に行う。	公共施設への花苗配布を442件行った。	花苗配布については、今後も計画的に行う。	佐賀市みどりの基本計画に基づき、街路樹の整備を計画的に行う。			
				建設部	道路整備課		街路樹の選定中。	取り組み計画通りに進めていく。						
	④グリーンツーリズムの推進	地域住民による地域の特性を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの情報を積極的に発信するなど、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を深めます。	農林水産部	農業振興課	消費者対象とした農業サポーターイベントを3回以上開催する。	29年度は8回実施した。	今後も、さがん農業サポーターに登録していただいた消費者に募集を行い、農作業や収穫体験を通して、佐賀市の農業を知ってもらい、生産者と交流することで、佐賀市の農産物、農業の支援者となってもらう。	消費者対象とした農業サポーターイベントを3回以上開催する。						
	3-3 生物 多様性の 保全	(1)希少種 等の保全			①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	市が実施する公共工事の実施に当たっては、動植物の専門家から構成する自然環境懇話会に意見を求め、市内に生息する絶滅危惧種をはじめとする動植物の生息環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行います	環境部	環境政策課	佐賀市自然環境懇話会の開催 工事予定地等の自然環境調査(随時)	佐賀市自然環境懇話会を開催した(2回)	引き続き、佐賀市自然環境懇話会を開催する。また、工事前・後に環境調査を行う。	佐賀市自然環境懇話会を開催する(2回程度) 工事前に環境調査を行う 工事後の環境調査を行う		
					②生態系が豊かな自然環境の保全	広範囲にわたる生態系ネットワークの拠点でもある白石原湿原の自然環境を保全し、生物の多様性を確保するとともに、環境教育等への活用を図ります。	環境部	環境政策課	白石原湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託する。また、サインを改修した。	地元団体及び業者に当湿原の維持管理を委託した。また、サインを改修した。	引き続き、当湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託する。	白石原湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託する。		
					③外来生物への対策	市内に移入してきた外来生物のうち、自然環境や生活環境、産業等に悪影響を及ぼす種については、県や市民ボランティア、地元住民等と協力して除去を行います。	環境部	環境政策課	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、移入規制種は県条例に基づき適切に対応する。	市ホームページや関係機関にチラシを設置するなど周知を図っている。市民からの情報提供等問合せに対して、県と協力しながら種の同定を行い、法令等に即した処理を行っている。	引き続き、広報を行う。 適正処理により被害及び生息域拡大防止に努める。	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応する。		
	(2)自然 観光資源 の保全と 活用				①北部山麓一帯の活用推進	北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。	建設部	緑化推進課	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	金立山緑のシャワーロードの維持管理を行った。 ・支障木伐採:5箇所 ・除草:3回 ・低木剪定:2回	緑のシャワーロード内のパトロールを含め、引き続き維持管理を行う。	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。		
					経済部	観光振興課	・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。 ・古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダム駅・北山・山中キャンプ場などもPRした。 ・7月に北山湖サイクリングロードを巡ってスタンプを集める"エコチュースタンプラリー"を開催した。 ・富士しゃくなげ湖でのボート宿泊誘致を支援した。	・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。 ・イベント等を通して古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダム駅・北山・山中キャンプ場などもPRする。	北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行う。					
					教育部	文化振興課	国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	生息環境の維持のため、自生地の除草を行なった。	引き続き、生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。				
					東与賀支所	東与賀支所	シチメンソウまつりの開催やシチメンソウを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。	・シチメンソウの生育の妨げとなっている葎等の伐採やゴミの除去・回収等をボランティア、業者及び市職員で対応している。 ・海岸清掃イベントが2回開催された。 ・10/1 佐賀南ロータリークラブ海岸清掃 ・11/18 アースコンシャスアクトクリーンキャンペーンin佐賀	・シチメンソウの種採り・種蒔きをシチメンソウを育てる会を中心に行った。また、シチメンソウ周辺周辺の雑草の除去と清掃についても、ボランティア等の協力を受けて実施した。 ・今後も同様の事業を継続して実施していく。	シチメンソウまつりの開催や、シチメンソウを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。				
③河畔林(横堤)の維持管理	佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。	農林水産部	農村環境課	良好な管理を行う。	地域でできる範囲は活動を支援し、困難なものについては市で行う。	今後も継続する。	良好な管理を行う。							
(3)ラム サール条 約登録湿 地「東よ か干潟」 の保全と ワイズ ユース				①干潟の保全	有明海に広がる東よか干潟は、豊富な栄養分や日本一の潮の満ち引きなどを背景に、多くの固有種や希少種が生息するなど多様な生態系を育んでいます。また、東アジアにおける渡り鳥の重要な中継地・越冬地として、種の生息を支える国際的に貴重な生物の生息環境であり、市民や事業者等と協力して干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。	環境部	環境政策課	東よか干潟の保全やワイズユースの今後の取り組みの方針となる計画を29年度に策定する。また、東よか干潟の保全のためには干潟環境の把握が必要であり、佐賀大学等と共同で干潟の生物調査を継続して実施することとしている。その他、シチメンソウの保全や干潟周辺景観の維持のため、東与賀海岸の清掃を企業やボランティア団体と共に実施するなど、引き続き干潟の価値や重要性について啓発に努める。	・東よか干潟の保全とワイズユースの指針となる「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」を平成30年3月に策定した。 ・東よか干潟の底生生物調査に関して、佐賀大学及び佐賀自然研究会等との共同により5月、8月及び10月に実施した。 ・海岸漂着物対策に関して、7月の九州北部豪雨により漂着した流木をはじめとする漂着物は、佐賀県や漁協により回収がなされた。また、5月と11月に地元企業が主催する清掃イベントが実施され、本市も回収ゴミの処分について支援を行った。ボランティアによる清掃活動も増えており、市職員による監視及び定期的な清掃活動も実施した。	「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿った取り組みを各団体等と連携し推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シチメンソウ保全活動 ・各種環境調査 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸漂着物対策 ・濁泥堆積に関する検討体制の構築 など		○		
				②交流・学習の機会の提供	干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、多くの人が干潟について学習する機会を提供するため、ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討する。	環境部	環境政策課	子ども達の学習機会の提供と未来のリーダーの養成のため、今年度市内小学4年生から中学3年生までを対象とした東よか干潟ラムサールクラブを設置し、東よか干潟での体験や学習を進めるとともに、全国の子ども達との交流も実施する。 また、東よか干潟の価値や魅力を現地で案内するガイドを運営しているが、今年度は第2期となるガイド養成講座を実施し、さらなるガイドの充実を図り、知識とスキル向上を目指す。 その他、現地に拠点となる施設の整備のため、29年度は基本設計を行うこととしている。	東よか干潟ラムサールクラブ活動として、5月から12月まで10回の活動を実施した。8月には北海道釧路湿原で開催された全国のラムサール条約湿地の子どもたちが交流のために集うKODOMOラムサールに2人の児童を派遣した。また、大分県九重町のタテ原湿原を訪れ、現地の子どもたちとの交流を深めた。11月にはアジア湿地シンポジウム公開シンポジウムにて、東よか干潟の価値やすばらしさについて活動発表を行った。 ボランティアガイド養成講座については、5月から3月まで1回の講座及び実践を実施し、新たに3名がガイドとして活動することとなった。既存のガイドにおいても各種研修の機会を設けたこと等により、スキルアップにつなげることができた。 東よか干潟拠点施設の整備に関しては、建築基本設計を実施した。	東よか干潟ラムサールクラブに関しては、30年度も引き続き市内の小学4年生から中学3年生までを対象に実施する。なお、活動メニューの検討やクラブを卒業した人材の活用などについて、指導者等と協議を行う必要がある。 ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 拠点施設の整備に関しては、30年度は建築実施設計及び展示設計、敷地の造成工事を予定しており、完成を見据えた交流学習等の推進について、協議会交流・学習検討部会を中心に協議を進める。 ・学習機会の創出 ・将来の干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リピーターの確保対策 など		○		

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成29年度実績			平成30年度		基本目標達成プロジェクト			
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	環境教育 の推進				
				③干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力を生かして積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていきます。	経済部	観光振興課	観光パンフレット・ホームページ等でPRする。市南部地域を巡る周遊バスや、佐賀インターナショナルパルーンフェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。	観光パンフレット等でのPRを行った。 ・観光パンフレット等でのPRを行った。 ・南部地域を巡る周遊バスを土日・祝日に運行した。	観光パンフレット等でのPRを行う。 ・南部地域を巡る周遊バスを土日・祝日に運行する。 ・熱気球世界選手権期間中の土日・祝日には、パルーン会場からのシャトルバスを運行する。	観光パンフレット・ホームページ等でPRする。市南部地域を巡る周遊バスや、佐賀インターナショナルパルーンフェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。					
		3-4 自然環境と調和した都市づくり	(1)みどりや水と共存する都市景観の形成	①都市の風致の維持・保全	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な風致地区については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めていきます。	建設部	都市デザイン課	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	申請許可1件	今後も適切な規制誘導を行う。	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。					
				②住民主体の環境保全等のルールづくり	住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。	建設部	都市政策課	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	市民からの要望等なく、実績なし。	今後も必要に応じて、ルールづくりを支援する。	必要に応じて、ルールづくりを支援する。					
				③良好な景観の形成	景観形成地区の指定や建築行為等の届出制度、景観賞の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、屋外広告物の適正化を図ることにより、本市ならではの特色がある景観の形成をめざします。	建設部	都市デザイン課	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、景観賞の募集・表彰、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行う。	景観届出誘導98件 景観賞表彰3件 屋外広告物許可463件	今後も適切な誘導を行う。	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、景観賞の募集・表彰、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行う。					
			(2)歴史や文化に根ざした環境の保全	①歴史あるみどり空間の保全	天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。	建設部	緑化推進課	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。	保存樹新規登録本数:2本 樹勢回復治療本数:5本	今後も引き続き、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。					
				②景観重要建造物等の保存	歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。	建設部	都市デザイン課	景観重要建造物等の補修等に対し、11件の助成を行う。	助成件数8件	今後も所有者と協議しながら適切な保全を行う。	景観重要建造物等の補修等に対し、11件の助成を行う。					
4安全で快適な生活環境のまち	市民一人ひとりが、生活環境の向上に取り組む、安全で快適な生活を営んでいる。	4-1 身近な生活環境の保全	(1)生活に密着した環境問題の改善	①ペットの適正飼育の促進	ペットの飼育主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民とのトラブルの回避や咬傷事故の防止等とともに、狂犬病予防集団注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等の対策を行います。	環境部	環境政策課	・狂犬病予防集合注射 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ教室の開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(147匹) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(84匹) ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(48匹)	・狂犬病予防集合注射を実施(3,226頭) ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ教室の開催(延158名参加) ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(147匹) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(84匹) ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(48匹)	引き続き、 ・狂犬病予防集合注射 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ教室の開催 ・動物との共生イベントの開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	・狂犬病予防集合注射 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のしつけ教室の開催 ・動物との共生イベントの開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成					
				②衛生害虫駆除の推進	水路に生息するアカイエカの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行い、住み良い生活環境を実現します。	環境部	環境政策課	・害虫駆除の対応を行う。 ・委託によるアカイエカの防除。 ・ヤブ蚊対策の啓発。 ・衛生害虫等に関する相談対応。	取り組み内容は同左。幼虫やさなぎの発生河川数が増加したが、薬剤散布量は減少した。	引き続き、幼虫やさなぎが発生する河川に薬剤散布を行い、アカイエカの発生を抑制する。	・害虫駆除の対応を行う。 ・委託によるアカイエカの防除。 ・ヤブ蚊対策の啓発。 ・衛生害虫等に関する相談対応。					
				③家庭ごみ等の野外焼却の禁止	家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。	環境部	環境保全課	野外で家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行う。	職員が現場に行き、焼却をしないよう指導を行った。(69件)	今後もごみの適正処理の指導を行っていく。	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。					
				④身近な生活環境改善の啓発	生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。	環境部	環境政策課	生活環境に関する相談対応を行う。	生活環境に関する相談に対応した(124件)。	引き続き、生活環境に関する相談対応を行う。	生活環境に関する相談対応を行う。					
				⑤空き家等の適正管理	倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不全による影響から周辺住民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。	建設部	建築指導課	危険な空き家に対して解体費の助成を5件行う。	助成件数5件	助成実績が予定件数に到達した。相談・要望が多いことから、次年度以降も解体費助成を継続する予定である。	危険な空き家に対して解体費の助成を10件行う。					
				⑥不法投棄の防止対策	パトロールや市民からの通報等で発見した不法投棄ごみについては、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施します。	環境部	環境保全課	不法投棄ごみを発見した場合等は、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施する。	環境パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみが発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行った。	今後もパトロールを実施し、不法投棄ごみに対する排出者への指導やごみの回収を行っていく。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみが発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行う。					
			(2)市民清掃活動の推進と支援	①清掃活動の推進	毎年6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。	環境部	環境保全課	6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援する。	6/4に「県内一斉ふるさと美化活動」を実施した。(参加者652団体、45,645人) 10月を「市民一斉清掃月間」として、自治会の清掃活動を支援した。	引き続き、推進活動と推進、支援を行う。	6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援する。					
				②清掃ボランティアの支援	地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。	環境部	環境保全課	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施する。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施した。	今後も地域の清掃活動に対し、ボランティア袋やごみの回収などの支援を行っていく。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。					

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境 項目	施策の 方向	取り組み施策	内 容	担当部	担当課	平成29年度実績			平成30年度		基本目標達成プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	環境教育 の推進	環境教育 の推進
			(3)安全な 水道水の 安定供給	①安全でおいしい 水の確保	水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。	上下水道局	水循環部 浄水課	水質事故0%を維持する。	29年度水質事故0%	今後も水質事故0%の維持に努めていく。	水質事故0%を維持する。			
				②水道フェアの開 催等による啓発	市ホームページや出前講座、水道週間の期間中に開催する水道フェアの取り組みなどを通して、水道水の知識や水源の保全と監視の重要性などについて啓発を行います。	上下水道局	水循環部 総務課	ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年10回以上の開催を目標値とする。	水道フェア開催済み(6/4) 出前講座開催数:5回	出前講座の要望に対して、開催し、水道のPRを行っていく。	ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年10回以上の開催を目標値とする。			
				③水道水の水質 検査の実施	毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水道水の水質検査を実施するとともに、検査計画及び検査結果を随時公表し、水道水の水質の安定に努めます。	上下水道局	水循環部 浄水課	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	毎月1回公表	今後もホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行っていく。	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)			
		4-2 生活 排水の対 策	(1)下水等 の処理	①公共下水道へ の接続率向上と適 正管理	下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局	水循環部 業務課	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	局全職員による接続促進(戸別訪問)をするための準備を行った。	11月中旬から12月上旬に局全職員による接続指導を実施した。	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。			
					下水道整備率(浄化槽を除く)について、30年度を目標年度とし、97.0%を目指す。	上下水道局	水循環部 下水道工務課	下水道整備率(浄化槽を除く)について、30年度を目標年度とし、97.0%を目指す。	29年度の整備率96.6%	引き続き未普及地区の整備工事を推進していく。	下水道整備率(浄化槽を除く)について、30年度を目標年度とし、97.0%を目指す。			
					農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行います。	上下水道局	下水プロ ジェクト推進 部 下水道 施設課	放流水質基準内の排水を行う。	適正に処理を行っている。	より一層の注意を払って管理する。	放流水質基準内の排水を行う。			
			(2)尿等 の処理	③市営浄化槽の 設置と適正管理	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境衛生の改善を図るため、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市営浄化槽事業を推進します。	上下水道局	水循環部 下水道工務課	市営浄化槽整備率(新規)について、36年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	29年度の整備率54.4%	申請に基づく設置工事を推進するとともに、地元説明会を開催するなど普及啓発に努める。	市営浄化槽整備率(新規)について、36年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。			
					①し尿・浄化槽汚 泥の適正な収集と 処理	家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生セン ター	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施した	今後も計画停止日を除いた処理停止日数ゼロの実現を目指して、適正な運用を行う。	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)		
						②尿等・浄化槽汚 泥の適正な収集と 処理	家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生セン ター	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施した	今後も計画停止日を除いた処理停止日数ゼロの実現を目指して、適正な運用を行う。	処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	
		4-3 地域 環境の保 全	(1)監視測 定の実施	①監視測定の 実施	市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供します。	環境部	環境保全課	水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供する。	計画どおり測定調査を実施し、結果をHPやeガイド等で公表した。	今後も計画どおり測定調査を実施し、結果を公表していく。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。			
					②公害等 の発生の 防止対策	事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施します。	環境部	環境保全課	事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施する。	計画どおり事業所等に対する指導や立ち入り調査を実施した。	今後も計画どおり事業所等に対する指導や立入調査を実施していく。	事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を行う。		
						河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	農林水産部	農村環境課	迅速に対応する。	7月に油流出が1箇所発生したが、迅速に対応した。	今後も継続する。	迅速に対応する。		
						河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	建設部	河川砂防課	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施した。	今後も取り組み計画どおり進めていく。	事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。		
						河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	環境部	環境保全課	・異常水質事故対応マニュアルを庁内の関係部署へ配布する。 ・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行う。	・嘉瀬川水系協議会による情報伝達演習を実施した。(5/17) ・筑後川水系協議会及び嘉瀬川水系協議会開催の水質事故対応訓練に参加した。(筑後川11/16、嘉瀬川10/4)	今後も筑後川水系協議会及び嘉瀬川水系協議会開催の水質事故対応訓練の参加や情報伝達演習の実施を行う。	・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行う。		
						家畜のふん・尿の不適正な管理による悪臭や水質汚染の発生を防止するため、農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、堆肥として農地に還元するなどの適正処理を行うよう指導します。また、堆肥の発酵促進及び農産物の高付加価値化を図るための取り組みを推進していきます。	農林水産部	農業振興課	飼料生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	生産組合長等を集めて実施した経営所得安定対策の説明会において、耕畜連携助成等についても説明し、多数の農業者が取り組みを行った。	今後も継続する。	飼料生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。		
(3)化学物 質への対 策	①市の事業にお ける化学物質対策	施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。	環境部	環境保全課	化学物質の使用に関するガイドラインの周知と、薬剤使用実態調査を行う。	・全庁に向けガイドラインの周知を行った。(10/6)	今後は全庁に向け薬剤使用実態調査を行う。	化学物質の使用に関するガイドラインの周知と、薬剤使用実態調査を行う。						
		②学校における適 切な環境の維持 及び改善	児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規準に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しもを行います。	教育部	学事課	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)	夏休み期間に、市立小中学校104箇所でホルムアルデヒド等の検査を実施した。	数値の高い8箇所は既に換気扇が設置されているため、状況の報告及び運用面での対応(換気扇の吸気確保等)に係る注意喚起を行った。	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)					
			児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規準に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しもを行います。	教育部	学事課	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)	夏休み期間に、市立小中学校104箇所でホルムアルデヒド等の検査を実施した。	数値の高い8箇所は既に換気扇が設置されているため、状況の報告及び運用面での対応(換気扇の吸気確保等)に係る注意喚起を行った。	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各2箇所)					

環境基本計画に掲げる基本目標横断プロジェクトの取り組み

プロジェクト	担当部	担当課	平成29年度の取り組み状況（実績）			平成30年度の取り組み	
			取り組み計画（Plan）	取り組み内容・成果及び評価（Do・Check）	今後の見込み、改善策等（Action）	取り組み計画（Plan）	
① バイオマス産業都市さかの構築	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 清掃工場の余剰電力（再生可能エネルギー）を市内の公共施設（110施設）に供給する、電力の地産地消の推進 節電支援システム導入による各公共施設の節電を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 余剰電力を、昨年度までの市内小中学校・本庁舎等75箇所に加え、新たに公民館等の35公共施設に供給し、電力の地産地消を進めている。 電力の地産地消に関わる公共施設に節電支援システムを導入し、各公共施設の電気使用量の見える化・節電の具体化に活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も電力の地産地消の推進を進め、供給できていない一部の公共施設（三瀬中学校、北山東部小学校）への供給に向けて関係部署と協議していく。 各公共施設の使用時のピーク電力を抑えるために、各公共施設に導入されている節電支援システムの電力超過通知メールの利活用推進を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃工場の余剰電力（再生可能エネルギー）を市内の公共施設に供給する、電力の地産地消の推進 節電支援システム導入による各公共施設の節電を推進 	
	環境部	バイオマス産業都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> 藻類を活用した地域産業の創出を目的とした「さが藻類バイオマス協議会」を設立し、藻類産業の技術的発展を目的に設置する「さが藻類産業研究開発センター」を佐賀大学内に建設する。 二酸化炭素の活用について関係者と協議し、多方面で使用できるよう検討する。 国内最大規模となる藻類培養事業の用地造成のための用地買収及び基盤造成工事を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月10日に「さが藻類バイオマス協議会」を設立し、また、平成30年3月29日に「さが藻類産業研究開発センター」を開所した。 昨年度に引き続き藻類培養企業へ二酸化炭素を供給するとともに、二酸化炭素の農業利用を進めるため植物工場の誘致活動を行った。 大和町の藻類培養事業予定地の用地買収を進め、基盤造成工事に着手した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチングなどの事業により藻類産業の創出に向けて取り組み、また、「さが藻類産業研究開発センター」で藻類培養や抽出・加工などの研究を進めていく。 清掃工場付近へゆめファーム全農の進出が決まるなど、二酸化炭素の供給量は増加するものと思われるが、多方面での活用方法の検討が必要である。 引き続き藻類培養事業予定地の基盤造成工事を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 藻類培養事業予定地の基盤造成工事と周辺の水路等の整備工事を進める。 	
	企画調整部	新産業推進課					<ul style="list-style-type: none"> 「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等への取り組みを進めるとともに、「さが藻類産業研究開発センター」で藻類培養や抽出などの研究・開発に取り組み、また藻類が有する成分の有効性を研究する。 二酸化炭素の安定供給に組みむとともに、植物工場等の誘致や多方面での活用を検討する。
	上下水道局 下水プロジェクト推進部	下水エネルギー推進室	<p>29年度からは自主研究に着手し、下水道資源の活用について共同研究体で決定されるテーマに沿って実証研究を継続する。</p> <p>【実証の概要】</p> <p>バイオガスからCO₂を分離回収し、回収したCO₂と脱水分離液で微細藻類（ユグレナ）の培養等を行うことで、</p> <p>① CO₂分離回収性能、② 微細藻類（ユグレナ）の生産性能、③ 脱水分離液中の窒素・リンの除去性能について検証を行う</p>	<p>1. CO₂分離・回収技術</p> <p>29年度は、実証期間中より長期間（1ヵ月超）の連続運転での性能確認を実施し、安定稼動と分離性能はB-DASH実証期間中と変わらなかった。</p> <p>2. 微細藻類培養技術</p> <p>微細藻類培養技術の自主研究では、佐賀市の最初沈殿池、最終沈殿池の水であっても、微細藻類ユグレナの培養において培地中の栄養塩類（主として窒素、リン）を代替できることを確認した。</p> <p>3. 汚泥可溶化技術</p> <p>29年度は、装置の稼働状況、消化ガスの増量効果の確認（ガス発生倍率の確認）、汚泥の温度上昇の確認等を行った。</p>	<p>今後、研究体（企業側）で更なる下水道資源の活用策の探求と技術の普及展開に向けた活動を継続する。</p>	<p>引き続き、CO₂分離回収を始め各技術の普及展開に向け、自主研究を継続する。</p> <p>【主な検証項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各種補填データの蓄積及び解析（最適条件の整理） ② 機器の耐久性及び構成部品の最適仕様 ③ 用途に応じた効率的な運転方法の確立 ④ CO₂ほか成果品のさらなる活用方法及び活用形態の探究 <p>その他、事業化モデルの具現と新たな可能性の創造</p>	
	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用 回収した廃食用油の新たな利用方法として、新型車両への利用に向け、民間業者とのタイアップによる燃料の高品質化等についての調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> バイオディーゼル燃料を精製して、市営バスとゴミ収集車等に使用した。使用台数：15台（市営バス5台、ゴミ収集車等10台） バイオディーゼル燃料の高品質化について、NEDOの技術支援委託事業の採択を受けた民間企業に協力して研究を行った。 ※NEDO：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 	<ul style="list-style-type: none"> 旧型車両は計画的な車両更新により減少しているが、引き続き、市営バスやゴミ収集車等に使用する。 NEDOの研究成果で得た高品質化技術について、開発した民間企業の協力の得て実走テスト等により検証する。 新型車両に対応した高品質なバイオディーゼル燃料の精製を目指して、精製装置の更新を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用 高品質なバイオディーゼル燃料を精製できる装置の導入に向けた調査研究 	
環境部	循環型社会推進課	<p>市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供や支援等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品リサイクル業の創業を目指す市内事業者に対し、堆肥製造の実証場所の提供や成分分析等の支援を行った。 食品廃棄物の多量排出事業者等を対象に、生ごみのリサイクルをテーマとした「ごみ減量セミナー」を開催した。参加者数：58名 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市内での食品リサイクル業創業に向け、公募により選定された事業者が行う実証実験に対し、成分分析や出口戦略等の支援を行う。 食品廃棄物の排出事業者や収集運搬業者を対象とした「ごみ減量セミナー」を開催する。 	<p>市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供や支援等の実施</p>		

プロジェクト	担当部	担当課	平成29年度の取り組み状況（実績）			平成30年度の取り組み		
			取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)	取り組み計画 (Plan)		
② 環境教育の推進	子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行うことにより、体系的な環境教育を推進する。	1. 佐賀市学校版環境ISO	環境部 教育部	環境政策課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会を実施する。 「かんきょうぬりえ」を製作し、公私立幼保5才児に配布する。 子ども環境作品展を実施する。 子ども環境活動発表を実施する。 表彰事業（ISO活動が盛んな学校を表彰する） 希望するすべての学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。 小中学校の清掃工場見学時のバス借上料の一部を負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育担当者研修会を実施した。（5/12 参加者43人） 環境教育指導者研修会を実施した。（8/3 参加者15人） 「かんきょうぬりえ」を製作し、公私立幼保5才児に配布した。 環境作品展を実施した。（応募：マイバッグ427点 ポスター553点） 子ども環境活動発表を実施した。（2/14、3校発表） 表彰事業（ISO活動が盛んな学校を表彰した 3校） 希望のあった学校のISO認定校の看板を製作及び修繕をした。（2校） 小中学校が清掃工場を見学する際のバス借上料の一部を助成した。（38台分） 全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認した。 社会科副読本「くらしとごみ」を作成し小学4年生（附属小は3年生）に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市学校版環境ISO制度について、要綱等を見直し、手続き等の事務を簡素化することで取り組みやすくする。 小中学生を中心とした環境教育が推進されるよう、例年の取り組みを継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会を実施する。 全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。 社会科副読本「くらしとごみ」を作成し小学4年生（附属小は3年生）に配布する。 子ども環境作品展を実施する。 子ども環境活動発表を実施する。 表彰事業（ISO活動が盛んな学校を表彰する） 希望するすべての学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。 小中学校の清掃工場見学時のバス借上料の一部を負担する。
		2. 佐賀環境フォーラム	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野に関する講義を12回開催する。 体験講座を2回開催する。 現地見学会を1回開催する。 打ち水イベントを開催する。 さが環境フェスティバルに出展する。 最終報告会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野に関する講義を12回開催した。（延べ受講者数：一般・法人206人 学生210人） ごみと自然環境をテーマに体験講座を各1回開催した。（延べ受講者数：一般・法人9人 学生29人） 現地見学会として、福岡市中部水処理センター、まみずピア（福岡地区水道企業断海水淡水化センター）を視察した。（参加者：一般4人 学生16人） 地球温暖化対策の啓発として、平成打ち水夏の陣を開催した。（参加者：約80人） さが環境フェスティバルにグループワークショップが出展し、各グループの活動発表を行った。（総入場者数：9,257人） グループ型とインターンシップ型のワークショップを実施し、最終報告会を開催した。（グループ型：4グループ インターンシップ型：3団体） 	<ul style="list-style-type: none"> 講義、体験講座、現地見学会、ワークショップは、継続して実施する。 打ち水イベントにおいて他団体と協力し、幅広い層への啓発を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野に関する講義を12回開催する。 体験講座を2回開催する。 現地見学会を1回開催する。 打ち水イベントを開催する。 さが環境フェスティバルに出展する。 最終報告会を開催する。
		3. 「トンボ王国さが」づくり	環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> とんぼ教室 全5回開催予定 トンボ写真コンクール 作品募集 入賞作品でカレンダーを作製。 ミヤマアカネの保全活動 小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会 さがしのとんぼ」小中学校などに配布 PRのため、えびすFMに出演 	<ul style="list-style-type: none"> とんぼ教室を開催した。5/14(32人)、5/28(26人)、7/2(30人)、7/23(32人)、8/6(22人) トンボ写真コンクールを実施し、入賞作品を市立図書館で展示した。応募総数：549点（一般（県内）193点、一般（県外）317点、ジュニア39点） コンクール入賞作品を掲載したカレンダーを製作した。（1,000部） 県準絶滅危惧種のトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、地元小中学生と共に生息地を整備した。これに合わせて、事前学習や観察会を行った。 白石原湿原の維持管理を行った。 「さがしのとんぼ」を小中学校などに配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> トンボに限らず、本市の自然や生き物を広く扱った観察会を企画する。 今後も引き続きトンボなどの生き物を通して、市民が自然に親しめる事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会「さがの生き物さがし2018」 トンボ写真コンクール 作品募集中 入賞作品でカレンダーを作製予定。 ミヤマアカネの保全活動実施 小学校事前学習、草刈り、草搬出、観察会 白石原湿原の維持管理を行う。
		4. 環境学習拠点施設（エコプラザ）における環境教育	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学の実施。 施設見学による実感から、その後の環境行動につなげていくため、リピーターにも対応した、複数の見学ルートの整備。 ごみ処理体験による意識高揚を目的とした、施設見学の機会が少ない中学生の職場体験学習の受け入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の小学生を始め、特別支援学校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。（見学者数：7,310名） 施設見学者の都合や希望に合わせて、複数ある見学ゾーンの組み合わせを臨機応変に行い、リピーターにも対応している。 中学生の職場体験学習として、リサイクル工場での選別体験を受け入れた。（受入人数：3名33日間） 大学生の職場体験学習として、エコプラザでの環境啓発講座やイベントの対応体験を受け入れた。（受入人数：5名延べ2日間） 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、社会科見学の小学生を始め、各種団体の施設見学を受け入れ、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらう。 今後も、施設見学者の都合や希望に合わせて、複数ある見学ゾーンの組み合わせを臨機応変に行い、リピーターにも対応していく。 今後も、職場体験学習を受け入れることで、施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育の契機とし、体験を通した意識高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうための施設見学を実施する。 施設見学の機会が少ない中高大学生への環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。
	環境部	環境政策課 循環型社会推進課 バイオマス産業都市推進課 環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベント等の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 「低炭素型社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「生活環境」など、多種多様な環境啓発イベントを実施した。 自然環境講座：3回133名 省エネ対策講座：1回22名 3Rの推進講座：2回191名 環境保全講座：1回21名 バイオマス講座：1回18名 環境全般イベント：3回533名 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野の環境団体と協働型のイベントを実施することで、他の分野の環境問題についても関心を高め、更なる環境教育の推進を図る。 各種団体のイベントを誘致し実施することで、これまで環境問題にあまり関心がなかった層にも環境問題に触れる機会を作り、エコプラザの利活用促進と環境教育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベントやその他イベントを実施する団体の誘致に努める。 		
	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント（エコマーケット等）を開催した。 3Rに関する講座：85回666名 エコマーケット、食パザー等：26回45,129名 リペア・レンタル等：70回367名 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント（エコマーケット等）を開催し、参加者の意識高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。 		

プロジェクト	担当部	担当課	平成29年度の取り組み状況（実績）			平成30年度の取り組み
			取り組み計画（Plan）	取り組み内容・成果及び評価（Do・Check）	今後の見込み、改善策等（Action）	取り組み計画（Plan）
② 環境教育の推進	環境部	バイオマス産業都市推進課	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベント等の実施。 エコプラザにおいて、企業やNPO法人など異業種との連携・交流の場を提供し、ひいては環境ビジネスの創出、新市場開拓に繋げていく環境ビジネスマッチングイベントの実施。 	小学5、6年生を対象として「バイオマス産業都市さが」の取組の一つである二酸化炭素分離回収事業及び二酸化炭素の活用先である藻類培養など、佐賀の取組や藻類について学習してもらった教室を開催。エコプラザ及び青少年センターで各1回開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 青少年センター（11名） エコプラザ（18名） 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み子供向け藻類教室の実施 7/31及び8/23の2回に分けて開催予定。藻類による環境保全と藻類の可能性など小学4～6年生を対象とした講座を行なう。 大人向けのバイオマス教室の実施 バイオマス産業都市さがの取組を広く市民に知ってもらうため、大人向けの教室を2回程度開催予定。 	バイオマスに関する内容を題材に、佐賀市の取組を紹介する教室を開催し「バイオマス産業都市さが」の認知度向上を図るとともに環境学習施設の活用を目指す。
		環境保全課	イベント名：さが水環境王クイズ選手権 参加者に水質や水環境に関するクイズに答えてもらい、環境について楽しみながら学んでもらう。他にデトックスウォーターを飲む水カフェコーナーと簡易水質検査を体験できるパケットコーナーを用意する。	開催日：8月17日 参加者はクイズを楽しみながら水環境についての知識を増やしている様子であった。パケットコーナーでは、子供たちが簡易水質検査を体験できたことを喜んでくれた。参加人数22人でクイズ選手権は成立したが、事前予約の受付件数が伸びずに集客に苦労した。	集客に苦労したため、今後もイベントを実施するのであれば、人気がある体験型イベントにへんこうしたり、参加者が多い他課担当のアクアリウムをつくるイベントと合同で開催するなどの工夫が必要である。	なし
	環境部	環境政策課	市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。	<ul style="list-style-type: none"> 協議会全体の活動として、環境・ごみ・健康づくりに関する視察研修を実施した。（参加者：61人） 佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者の表彰、環境講演会及び子ども環境活動発表会を行った。（参加者：675人） 環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会において、活動を企画し、実施した。（部会活動：7回 参加者：156人） 各実践本部及び支部において、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施した。 佐賀駅周辺の路上喫煙禁止キャンペーンに参加し、路上喫煙禁止区域の普及啓発を行った。（参加者：12人） 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して、環境保全等に関する事業を実施予定。 視察研修の実施。 佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者の表彰、環境講演会及び子ども環境活動発表会を実施予定。 各部会において、活動の企画及び実施。 各実践本部及び支部において、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内各校区自治会を実践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。 ～以下、平成30年度の具体的な取り組み～ 先進地視察研修（7月） 佐賀市環境保健推進大会（2月） 環境保全、ごみ対策、健康推進の部会活動（各2回） 各実践本部及び支部における活動（年間）
環境部	環境政策課	○ラムサール条約湿地を活用した環境教育の機会として、東よか干潟ラムサールクラブの活動運営 ○市立小中学校による東よか干潟の学習支援	○市内小中学生を対象とした「東よか干潟ラムサールクラブ」を運営し、10回の活動を実施した。（クラブ員：小4～中2の22人。地元東与賀まちづくり協議会員も大人のクラブ員として10人参加） ①5/27 開講式、オリエンテーション、野鳥観察、干潟の生物調査 ②6/25 県立宇宙科学館にて絶滅危惧種に関する学習、隣接する小川で生物調査 ③8/4～8/6 KODOMOラムサール湿地交流（2人。北海道鶴居村：釧路湿原） ④8/17 子ども湿地交流（大分県九重町のタゲ原湿原にて現地でも活動する子ども達との交流） ⑤9/23 野鳥観察、シギの恩返し米プロジェクト実証圃場の見学 ⑥10/29 アジア湿地シンポジウムでの活動発表の話し合い、練習 ⑦11/4～11/5 KODOMOラムサール湿地交流（3人。熊本県荒尾市：荒尾干潟） ⑧11/11 アジア湿地シンポジウム2017公開シンポジウムin佐賀にて活動発表 ⑨11/18 STSアクトクリーン（東与賀海岸清掃）参加、海岸漂着物調査 ⑩12/17 野鳥観察、EAAFP（東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ事務局）から講師を招き、東よか干潟の国際的価値や重要性について学習、シギの恩返し米と佐賀海苔を使用した「ラムサールおにぎり」の試食、活動のまとめ ○小中学校が東よか干潟を見学・学習する際のバス借りに係る費用の一部を負担した。（利用校数：5校、利用バス数：12台、来訪児童生徒数：439人） 利用校の希望に応じて、事前学習のためのパンフレット類の事前送付、職員又はボランティアガイドの配置・説明等により、現地における効果的な学習の支援を実施した。	○引き続き、東よか干潟ラムサールクラブの活動を実施する。 ・東よか干潟の自然環境のすばらしさを理解し体感するとともに、佐賀の自然環境についても学習する。また、他の湿地の子ども達との交流をより一層促進する。 ・30年度も29年度の活動をベースとして、東よか干潟の底生生物調査を行い、干潟環境調査活動の定着を図る。 ・現在対象者を市内の小中学校4年生から中学校3年生までとしていることから、中学校卒業生の受け皿（活動の場）の設置等について関係者（講師、佐賀大学）と具体的な協議を進める。 ○引き続き、小中学校による東よか干潟での学習に対する支援を行う。 ・雨天時でも学習できるプランの検討や好評である現地ガイドの案内・説明の充実など、学習環境の更なる充実を図り、利用校の増加を目指す。	○東よか干潟ラムサールクラブ活動の運営を行う。 ・クラブ員の公募（4月） ・野鳥観察、底生生物調査（東よか干潟）（5月） ・企画展について考える（諫早市千拓の里）（6月） ・水生生物調査（シギの恩返し米プロジェクト圃場周辺）（7月） ・アクトクリーン清掃活動、海岸漂着物調査（東与賀海岸）（8月） ・KODOMOラムサール湿地交流（荒尾干潟）（9月） ・東よか干潟写真展の準備（10月） ・干潟の生き物の標本作り（11月） ・野鳥観察、活動のまとめ（東よか干潟）（12月） ・KODOMOラムサール（南三陸町）（2月） ○小中学校による東よか干潟での学習に対する支援を行う。 ・バス借上げ料の一部を負担 ・事前学習のためのパンフレット等の配布 ・現地ガイドを手配し案内・説明を行うことによる効果的な学習を支援	
環境部	循環型社会推進課	日常生活で気軽にできるごみ減量について実践してもらおうと、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらうための「高校生エコチャレンジ」の実施。	市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組んでもらう「高校生エコチャレンジ」を実施した。 参加者数：1,663名（公立高校6校）	今後とも、市内の高等学校に通学する高校生を対象に「高校生エコチャレンジ」を実施することで、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらう。	日常生活で気軽にできるごみ減量について実践してもらおうと、ごみ問題を身近なものとしてとらえてもらうための「高校生エコチャレンジ」の実施。	
環境部	循環型社会推進課	地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。	<ul style="list-style-type: none"> 地域や事業所等において、3Rの推進やエネルギーの有効活用など、市の取り組みを紹介する出前講座等を実施した。 開催回数：8回 生ごみの堆肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数：73回、サポート実施回数：316回 	今後とも、地域や事業所等を対象とした出前講座を実施することで、様々な場所での環境教育の場の提供に努める。	地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。	
環境部	循環型社会推進課	環境教育の具体的な方法等について協議する環境教育連絡会議の開催。	環境教育関係課で構成する環境教育連絡会議を開催し、環境教育の具体的な方法等について協議しながら各種環境教育事業を実施した。 開催回数：2回	環境教育連絡会議を随時開催し、今後の環境教育のあり方や進め方等についても協議していく。	今後の環境教育のあり方や進め方等について協議する環境教育連絡会議の開催。	

環境基本計画に掲げる成果目標の達成状況

基本目標	成果目標	2013年度 基準値	2017年度 目標値	2017年度 実績値	2019年度 目標	2024年度 目標
地球温暖化を 防止するまち	省エネ等の環境問題を意識し、取り組んでいる市民の割合	78.8%	80.0%	70.9%	82.0%	85.0%
	市域における電力使用量(2013年度比)	100%	99.2%	84.1%	98.2%	95.6%
資源を活かす 循環のまち	1人1日当たりごみ排出量	1,048g	1025g	1024g	1,008g	964g
	リサイクル率	17.4%	18.9%	18.5%	19.3%	20.5%
水とみどりが あふれるまち	新規で植えた樹木の本数	294千本	375千本	(速報値) 359千本	418千本	518千本
	市民一人当たりの都市公園面積	7.2㎡	7.6㎡	7.7㎡	7.8㎡	8.3㎡
	景観賞表彰件数	68件	84件	83件	92件	112件
	屋外広告物許可割合	26.9%	65.0%	72.5%	75.0%	100%
安全で快適な 生活環境のま ち	公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数	208件	190件	185件	182件	162件
	生活環境苦情件数	291件	268件	398件	258件	233件
	鉛給水管更新率	45.0%	59.3%	73.1%	85.4%	100%
	下水道接続率	87.3%	90.8%	90.1%	92.2%	93.4%